

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人大阪市北部東部メディケアネット

代表理事：牧 恭彦

所在地：大阪市旭区清水二丁目 11 番 14 号

医療連携推進地域：大阪市二次医療圏（北部・東部基本保健医療圏）
（大阪市北区、都島区、東淀川区、旭区、淀川区、
中央区、生野区、天王寺区、城東区、浪速区、鶴見区、
東成区）

医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された法人は、策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■大阪府大阪市各保健医療協議会の意見聴取について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された大阪府大阪市医療・病床懇話会において、一般社団法人大阪市北部東部メディケアネットから認定申請について説明を行いました。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

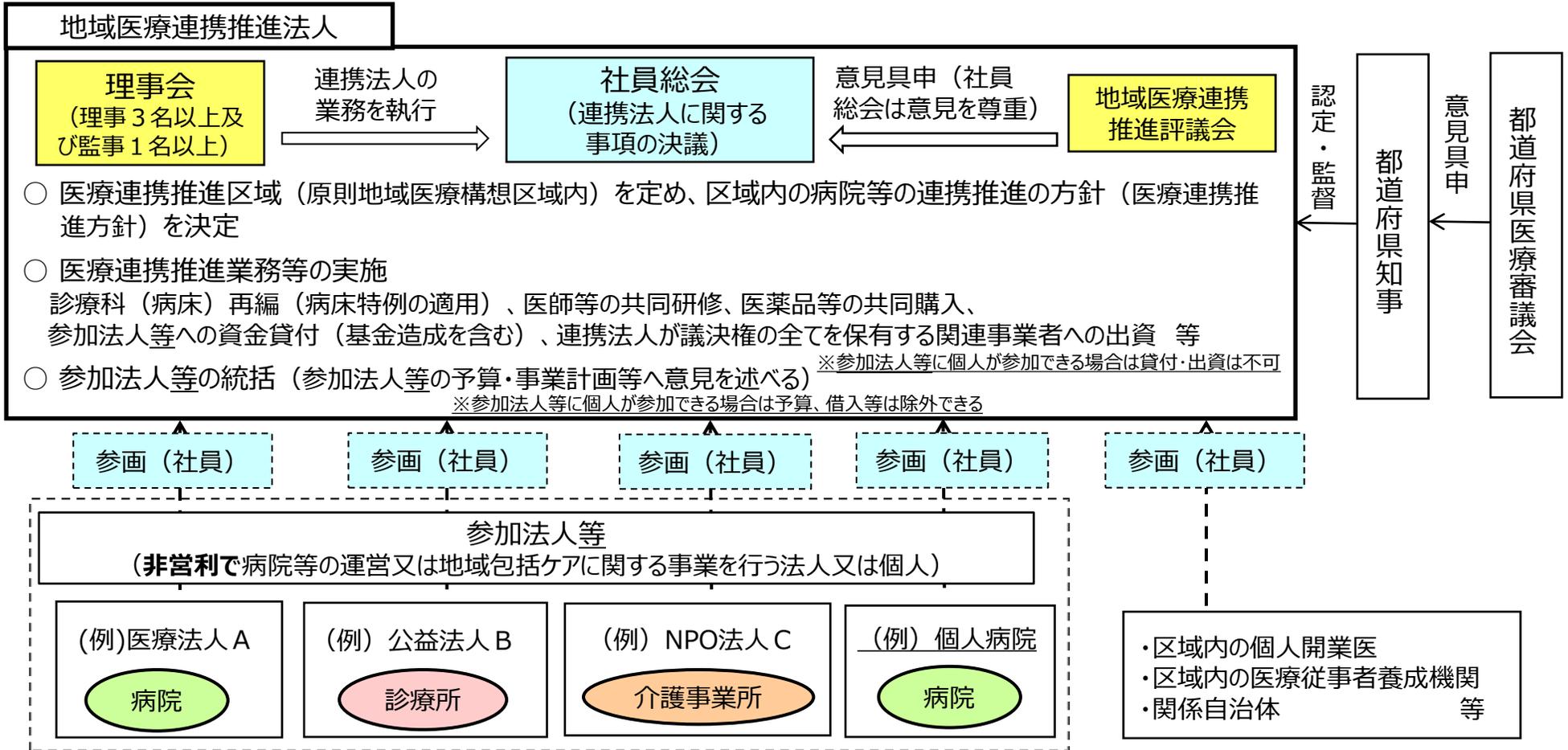
■意見について

一般社団法人大阪市北部東部メディケアネットの「医療連携推進方針」について、同意の賛否（同意の条件を含む。）についてお伺いします。

地域医療連携推進法人制度の概要

厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が 2 以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

大阪市二次医療圏（北部・東部基本保健医療圏）（大阪市北区、都島区、東淀川区、旭区、淀川区、中央区、生野区、天王寺区、城東区、浪速区、鶴見区、東成区）

2. 参加法人等

- ・社会医療法人 ONE FLAG（おおさかグローバル整形外科病院、牧病院、牧病院デイケアセンター、牧病院訪問リハビリテーション、牧介護老人保健施設、介護老人保健施設牧すこやかセンター）
- ・社会医療法人ささき会（藍の都脳神経外科病院、藍の都しろきた病院、（サービス付き高齢者向け住宅）彩りの都、彩りの都デイサービスセンター鶴見今津、彩りの都デイサービスセンター城東永田、彩りの都デイサービスセンター花博通り、藍の都ケアプランセンター、藍の都ヘルパーステーション）
- ・医療法人公道会（公道会病院、介護老人保健施設おとしよりすこやかセンター東部館、公道会病院デイケアセンター、グループホーム公道会とびら、看護多機能公道会とびら、訪問看護ステーション公道会とびら）

3. 理念・運営方針

(理念)

大阪市北部東部メディケアネットは、地域医療構想に基づき、大阪市二次医療圏の北部及び東部区域において、医療と介護の垣根を超えた協働体制を構築し、住民が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。さらに、持続可能な地域医療・介護提供体制の構築に向けて、入院や入所、外来、在宅医療、そして各種介護サービスの連携を強化し、包括的かつ効率的な地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

(運営方針)

- 地域のニーズに即した医療・介護機能分担及び医療・介護資源の集約化を行い、質の高いサービスを提供する。
- 参加法人等の専門性や特色を活かし、地域の医療・介護水準の向上に寄与する。
- 参加法人等は、相互間の業務連携により効率的で持続可能な経営環境を実現する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

① 医療介護機能の分担と連携

- 入院、入所、外来、在宅医療、各種介護サービスの機能を参加法人等相互間で適切に分担し、医療・介護資源の集約と有効活用を図るとともに、共同購入・共同利用や高額医療機器の重複投資の回避等を通じて、効率的かつ柔軟な医療提供体制の構築を目指す。

- 検査結果等の患者情報の共有連携により、同種の検査等の実施を防止し、効率的かつ質の高い医療提供を目指す。
- 地域の医療需要や各施設の特性や役割分担等を踏まえ、病床機能再編等も含めたあり方を検討し効率的な医療提供体制の構築を図る。

② 医療介護従事者の資質向上と人的連携

- 感染症対策、医療安全等に関する研修会や学術大会・各種イベントを共同開催する。
- 医療・介護従事者の人事交流、相互派遣によるスキル共有と人材の育成を行う。
- 感染管理や医療安全での情報共有や相互支援を実施する。

③ 災害等緊急時に備えた連携

- 緊急事態に備えた情報共有体制の構築および必要物品の共同購入を行う。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療・介護・福祉等のニーズを把握し、包括的にサービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取り組みを支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

一般社団法人の概要

名 称	一般社団法人 大阪市北部東部メディケアネット		
所在地	大阪市旭区清水二丁目11番14号		
医療連携推進区域	大阪市二次医療圏(北部・東部基本保健医療圏)(大阪市北区、都島区、東淀川区、旭区、淀川区、中央区、生野区、天王寺区、城東区、浪速区、鶴見区、東成区)		
医療連携推進方針	別添1のとおり		
	氏 名		所属・役職名
役員 の 状 況	代表理事	牧 恭彦	社会医療法人 ONE FLAG ・ 理事長
	理事	佐々木 庸	社会医療法人 ささき会 ・ 理事長
	理事	天野 克彦	医療法人 公道会 ・ 常務理事
	監事	村上 仁士	医療法人 村上整形外科 ・ 院長
	法人名等		医療機関名等
社員 の 状 況	病院等を開設する参加法人	社会医療法人 ONE FLAG	おおさかグローバル整形外科病院 牧病院 牧介護老人保健施設 介護老人保健施設 牧すこやかセンター 牧病院デイケアセンター 牧病院訪問リハビリテーション
		社会医療法人 ささき会	藍の都脳神経外科病院 藍の都しろきた病院 彩りの都デイサービスセンター鶴見今津 彩りの都デイサービスセンター城東永田 彩りの都デイサービスセンター花博通り 藍の都ケアプランセンター 藍の都ヘルパーステーション 彩りの都(サービス付き高齢者向け住宅)
		医療法人 公道会	公道会病院 介護老人保健施設 おとしよりすこやかセンター東部館 公道会病院デイケアセンター グループホーム公道会とびら 看護多機能公道会とびら 訪問看護ステーション公道会とびら
	介護施設等を開設する参加法人		
その他の社員			
	氏 名	所属・役職名	備 考
評議 会 の 状 況	藤田 一郎	一般社団法人 大阪市旭区医師会・副会長	診療に関する学識経験者の団体
	高田 淳	高田医院・院長	学識経験を有するその他の関係者
	長谷川 正	長谷川医院・院長	学識経験を有するその他の関係者
	濱田 和則	社会福祉法人 晋栄福祉会・理事長	学識経験を有する者
	重田 由美	一般社団法人 日本地域統合人材育成機構・理事長	学識経験を有する者

地域医療連携推進法人の活動状況の確認について （「医療連携推進方針」の同意に当たっての条件案）

【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後の当該地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、保健医療協議会において確認する手法がない状況となっている。

【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法（案）】

- ・ 地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・ 保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

具体的には、次の2点とする。

① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

⇒ 地域医療連携推進法人の策定する「医療連携推進方針」の同意にあたっては、上記のとおり、同法人に、保健医療協議会の求めに応じその活動状況等を報告させることを条件としてはどうか。

これまで全ての地域医療連携推進法人においては、本条件を付している。

（参考）

○ 医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。

○ 業務実施状況についての評価結果の公表等（法第70条の13）

地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第70条の3第16項）

地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価を公表しなければならない。

また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する必要がある。

○ 大阪府知事への事業報告書等の届出（法第70条の14において準用する法第52条）

地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。